

***** 開 催 要 綱 *****

1. 応募資格ならびに募集作品

- (1) 作品については、原則1人1点とし、作品の大きさは1メートル以内、重さ5kg までとする。
解説パネル等を展示する場合は、縦横 1メートル以内とする。

A. 児童生徒の部

- (1) 市内の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒に限ります。
(2) 作品は、自由課題部門において募集します。
(3) 募集作品は、次の各項目において募集します。
イ. 児童・生徒が自作または共同で作った発明・くふう等がある作品。
ロ. 単なる工作品、模倣品、手芸品および図面だけでないもの。

B. 一般の部

- (1) 市内および周辺市町に住所を有する個人または法人で、次の各項目のいずれかに該当するものとします。
イ. 特許、実用新案、意匠登録済みのもの、または出願中のもの。
ロ. 新製品、試作品、または教育上効果のある創作品。但し、危険物または公安秩序を害するものを除く。

2. 出品の申込み

- (1) **申込方法** 所定申込書を当所ホームページからダウンロードし、メールまたは FAX にて送付ください。
当所 HP: <https://www.otacci.or.jp/> Mail: maruyama-m@staff.otacci.or.jp FAX: 0276-45-1088
児童生徒の部に応募する方は、申込書を9月1日(月)迄に当会へお申し込み下さい。
※個人の申込も可能ですが、できるだけ学校でとりまとめてご提出下さい。
- (2) 一般の部に応募する方は、所定の申込書に記入の上、登録済みのものは公報を、
出願中のものは出願書類の写しを添付した上で9月1日(月)までに当会宛にお申し込み下さい。

3. 出品作品の搬入、搬出、費用

- (1) **搬入** 令和7年9月4日(木)午後2時から4時までの間に展示会場
(太田商工会議所 3階 ホール)へ直接、搬入してください。＜時間厳守＞
※搬入時間に遅れますと審査会に間に合わない場合がございます。
※作品には所定の「作品説明書」を必ず添付して下さい。
- (2) **搬出** 令和7年9月8日(月)午前9時から10時までの間に展示会場
(太田商工会議所 3階 ホール)より搬出してください。＜時間厳守＞
- (3) **費用** 搬入、搬出等その他一切の費用は、出品者の自己負担とします。

4. 審査

主催者の委嘱した審査委員により、作品審査を9月5日(金)に行います。

5. 表彰

審査の結果、各賞を授与します。児童生徒の部入賞者には、学校経由で担当の先生にご案内いたします。

6. 表彰式

◎日 時 令和7年10月4日(土)午前 11 時より

◎会 場 太田商工会議所 3階 中ホール 太田市浜町3番6号 ☎0276-45-2121

7. その他

☆応募者全員に参加賞がございます。

☆入賞作品につきましては、第96回群馬県創意くふう作品展(群馬産業技術センター)へ太田発明協会の推薦作品として出品されます。